慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	改正衆議院議員選擧法
Sub Title	
Author	山崎, 又次郎(Yamazaki, Matajirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1935
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.14, No.1 (1935. 3) ,p.1- 37
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19350328-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法學研究　第十四卷　第一號

改正衆議院議員選擧法

山崎又次郎

衆議院議員選擧法は昭和九年六月、法律第四十九號を以て改正せられ、從つて、衆議院議員選擧法施行令も亦、同年十一月、勅令第三百二十五號を以て改正せられた。其結果、拙著「憲法學」に於ける之に關する箇所（四六三―五〇一頁）を修補しなければならなくなつた。玆に、學生諸君及び一般讀者諸君の爲に、便宜上、之が修補を本誌に掲載することゝした。

帝國憲法、第三十五條に「衆議院ハ選擧法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス」とある。之は、要するに、衆議院なるものは、憲法上、公選せられたる議員を以て組織せられ、而して、唯、選擧人及び被選擧人の資格要件如何、選擧の方法及び手續、之が管理及び統制、竝に選擧

罰則及び選擧爭訟等の細目に關する限り、選擧法なる法律に依ると云ふことを意味して居るのである。從つて、衆議院が公選せられたる議員を以て組織せられて居ると云ふことは、それは憲法上に於ける規定であつて、一片の法律に依つて之を改廢することが出來ないのである。玆に所謂「公選セラレタル議員」とは、國民に依つて選擧せられたる議員を意味するのである。而して、帝國憲法が、其選擧細目に就いて、之が規定を選擧法なる法律に委ねて居ることも亦、之が爲である。衆議院議員選擧法、即ち是である。

衆議院議員選擧法は、貴族院令と共に、明治二十二年、帝國憲法の制定と同時に、制定せられたるものであつて、其以來、數回の小改正ありたりと雖も、明治三十三年、大正八年及び同十四年の三回に亙つて、選擧權及び被選擧權、選擧區、並に選擧手續等の全般に亙つて大改正を加へられた。則ち、明治二十二年の選擧法は選擧權、被選擧權、共に、直接國稅年額十五圓を納むることを要件とし、且つ、小選擧區記名投票法を採用して居つたのであるが（但し、例外として、一區二名の選擧區を交へ、之に於ては連記投票法を採用して居つた）、明治三十三年の改正に於ては、選擧權の要件としての納稅資格を年額十圓に減じ、被選擧權の要件としての納稅資格を全く撤廢し、選擧區を分ちて市部と郡部とし、市部は總て獨立の選擧區と爲したるに反して、郡部は全府縣を通じて一選擧區と爲し、而して、投票は總て單記無記名投票法を採用し、更に、大正八年の改正に於ては、選擧權の要件たる納稅資格を減減して、年額三圓とし、選擧區に就いては、從來の如く、市部選擧區と郡部選擧區とを維持したりと雖も、原則として、小選擧區制を復活せしめ（但し、例外として、一區二名又は三名の選擧區を交へ、而も、之に於ても亦、單記投票法を採用した）、更に又、大正十四年の改正に於ては、終に、選擧權の納稅資格をも全廢して男子普通選擧

一法を採用し、選擧區に就いては、市部と郡部との區別を撤廢して、全國を通じて一區三名乃至五名の所謂「中選擧區制」を採用するに至り、投票は依然として單記無記名投票法を踏襲したのである。即ち、我國の衆議院議員選擧法は、之に於て、初めて直接、平等、男子普通選擧法の下に於ける「中選擧區」單記無記名投票法の原則に基くに至つたのである。

而して、昭和九年の選擧法改正に於ては、此の如き原則の下に於て、缺格條項を整理し、不在者投票の範圍を擴張し、其他、所謂、混同開票主義、選擧費用の低減、選擧の公營等に依つて、選擧の手續、及び其管理統制を多少合理化し、投票を比較的容易ならしめ、而して、選擧法違反に對しては更に嚴罰主義を採用したのである。尙ほ、此改正に於ては、從來の少數代表法を廢して比例代表法の原則を採用すべき筈であつたのであるが、樞密院に於て、終に、採擇せられなかつたのである。

今、以下の項目に從つて、現行選擧法の細目に就いて、之を看るに、

（一）選擧人及び被選擧人　先づ第一に、選擧人より說明せう。現行選擧法に於ては「帝國臣民タル男子ニシテ年齡二十五年以上ノ者ハ選擧權ヲ有ス」とある（衆議院議員選擧法第五條第一項）。即ち、帝國臣民にして、男子たり且つ年齡、滿二十五歲以上の者は、何れも皆、原則として、選擧人たるのである。而して、其年齡の算定は選擧人名簿確定の期日、即ち、其年の十二月二十日に依るのである（衆議院議員選擧法第十二條第二項）。是れ、即ち、年齡上に於て制限ありと雖も、現行選擧法が男子普通選擧法を採用して居ると云ふ所以である。乍併、之に於ても、猶ほ且つ、法定の制限に非ずと雖も、選擧手續上、實際に於て制限となるべきもの、及び、法定の除斥原因に依つて制限となるべきものがある。例へば、選

挙人名簿調製の爲、毎年九月十五日の現在に依つて選挙資格の調査行はれ、而して、選挙人たる者は、其日まで引續き六箇月以上、其市町村内に住居を有する者に非ずんば、選挙人名簿に登録せられない。從つて、住居の移轉に依つて、選挙人名簿に登録せられざるが故に、選挙權を行使し得ざる場合、往々にして、あり得るのである。但し、住居に關する期間は行政區畫變更の爲、中斷せられることがない（衆議院議員選挙法第十二條）。又、選挙人名簿登録後に於ける住居の移轉は、毫も、選挙權の行使に影響を及ぼさないのである（衆議院議員選挙法施行令第十一條）。即ち、此の如き制限は、選挙手續上、實際、被むるべき制限である。然らば、法定の除斥原因に依る制限とは如何と云ふに、（イ）禁治産者及び準禁治産者、（ロ）破産者にして復權を得ざる者、（ハ）貧困に因り、生活の爲、公私の救助を受け又は扶助を受くる者、（ニ）一定の住居を有せざる者（竝に所謂「住居」とは「すまゐ」と訓じ、一般に「すまゐ」として看做さるべき具體的なる住所を意味する。從つて、一家を構へて居る者は勿論、他人の家に同居して居る者をも含むのである）、（ホ）六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者、（ヘ）刑法、第二編第一章、皇室に對する罪、同上、第三章、外患に關する罪、同上、第九章、放火及び失火の罪、同上、第十六章、通貨偽造の罪、同上、第十七章、文書偽造の罪、同上、第十八章、有價證券偽造の罪、同上、第十九章、印章偽造の罪、同上、第二十章、偽證の罪、同上、第二十一章、誣告

の罪、同上、第二十五章、瀆職の罪、同上、第三十六章、竊盜及び賍盜の罪、同上、第三十七章、詐欺及び恐喝の罪、同上、第三十八章、横領の罪、又は、同上、第三十九章、贓物に關する罪を犯し、六年未滿の懲役の刑に處せられ、其執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる後、其刑期の二倍に相當する期間を經過するに至るまでの者（但し、其期間、五年より短き時は、五年とす）、（ト）六年未滿の禁錮の刑に處せられ、又は、前掲の罪以外の罪を犯し、六年未滿の懲役の刑に處せられ、其執行を終り又は執行を受くることなきに至るまでの者、（チ）華族の戶主、（リ）陸海軍軍人にして現役中の者（未だ入營せざる者及び歸休下士官兵を除く）、戰時又は事變に際し、或は又、兵役法、第五十五條第二項の規定（志願に依り兵籍に編入せられたる者に就いては、之に該當する勅令の規定を含む）に依り召集中の者、兵籍に編入せられたる學生、生徒（勅令を以て定むる者を除く）、志願に依り國民軍に編入せられたる者、（ヌ）現行選擧法、第十二章に掲ぐる罪（第百三十條及び第百三十二條の罪を除く）を犯したる者にして、罰金の刑に處せられ、其裁判確定後、五年を經過するに至るまでの者、及び、禁錮以上の刑に處せられ、其裁判確定後、刑の執行を終りたる後、又は、刑の時效に因らずして、刑の執行の免除を受けたる後、五年を經過するに至るまでの者（但し、裁判所は、情狀に因り、刑の言渡と同時に、其規定を適用せず、又は、其期間を短縮する旨の

宣告を爲すことを得るのである）、此等の者は、何れも皆、選擧權を有しないのである（衆議院議員選擧法、第六條第七條及第百三十七條）。

次に、被選擧人に就いてであるが、現行選擧法に於ては「帝國臣民タル男子ニシテ年齢三十年以上ノ者ハ被選擧權ヲ有ス」とある（衆議院議員選擧法、第五條第二項）。即ち、帝國臣民にして、男子たり且つ年齢、滿三十歳以上の者は、何れも皆、原則として、被選擧人たるのである。一般に、選擧人たり得る者は、又、一面に於て、被選擧人たり得るのであつて、從つて、前述の選擧人に對する除外原因に關する規定は、之に於ても亦、適用せられるのである（衆議院議員選擧法、第六條第七條及第百三十七條）。嗚、選擧人たると被選擧人たるとは、等しく、所謂「能動的市民」(citoyens actifs) に屬する權利なりと雖も、而も、二者、自ら、其性質を異にするものなるが故に、之に關する要件も亦、自ら、異ならざるを得ないのである。即ち、選擧人に於ては、選擧人名簿に登錄せらるゝことを必要とするに反して、被選擧人に於ては、其必要なく、又、前者に於ては、一定の期間、引續き同一市町村内に住居することを必要とするに反して、後者に於ては、其必要なく、住居の如何を問はず、何れの選擧區に於ても、被選擧人たることを得るのである。或は又、選擧人に於ては、其年齢、滿二十五歳以上の者とし、而も、選擧人名簿登錄の關係上、其確定の日に於て滿二十五歳に達する者たることを要すと雖も、被選擧人に於

ては、其年齢、之よりも高くして、滿三十歳以上の者とするも、而も、選擧人名簿登錄の關係なきが故に、唯、選擧の期日に於て、滿三十歳に達すれば、足りるのである（衆議院議員選擧法施行令、第二條）。而も亦、被選擧人に於ては、其性質上、選擧人に存せざる、特別の法定の制限があるのである。即ち、現行選擧法に於ては、（イ）在職の宮內官、判事、朝鮮總督府判事、臺灣總督府法院判官、關東廳法院判官、南洋廳判事、檢事、朝鮮總督府檢事、臺灣總督府法院檢察官、關東廳法院檢察官、南洋廳檢事、陸軍法務官、海軍法務官、行政裁判所長官、行政裁判所評定官、會計檢査官、收稅官吏及び警察官吏は、絕對に、被選擧權を有しない（衆議院議員選擧法、第九條）、（ロ）歸化人、歸化人の子にして日本の國籍を取得したる者、及び、日本人の養子又は入夫と爲りたる者も亦、然り（國籍法、第十六條）。但し、此等の者に就いては、一定の期間を經過したる後、內務大臣、勅裁を經て、其制限を解除し、被選擧權を賦與することを得るのである（國籍法、第十七條）。（ハ）選擧事務に關係ある官吏及び吏員は、唯、其關係區域內に於てのみ、被選擧權を有しない（衆議院議員選擧法、第八條）。（ニ）官吏及び待遇官吏は、其在職中、議員と相兼ぬることを得ざるを以て、被選擧權なきに非ずと雖も、而も、一度、當選するに於ては、其孰れか一つを擇ばなければならない。但し、國務大臣、內閣書記官長、法制局長官、各省政務次官、各省參與官、內閣總理大臣秘書官、各省秘書官、即ち、所謂政務官たる者は、此限に在らず（衆議院議員選擧法、第十條）。

（8）

其他、（ホ）貴族院議員、竝に、（ヘ）北海道會議員及び府縣會議員も亦、同樣、衆議院議員との兼職を許さないのである（帝國憲法、第三十六條、及、衆議院議員選挙法、第十一條）。

（二）選挙に關する區域　現行選挙法は、選挙に關する區域に就いて、選挙區、投票區及び開票區の三種の區域を設定して居るのである（衆議院議員選挙法、第一條乃至第三條）。（イ）選挙區とは、既に述べたるが如く、代議士選挙の單位として、便宜上、全國に亙つて設定せられたる區域である。而して、我現行選挙法に於ては、全國を以て、一區三名乃至五名の代議士を選出すべき、幾多の選挙區に區劃して、所謂「中選挙區制」を採用して居るのである（衆議院議員選挙法、別表）。但し、茲に所謂、全國とは、臺灣、朝鮮及び樺太の如き植民地にして、憲法上、當然、選挙法の施行せられざる地方、竝に、東京府小笠原島、北海道廳根室支廳管内占守郡、新知郡及び得撫郡の如き、現行選挙法上、當分の内、選挙法の施行せられざる地方（衆議院議員選挙法、第百五十條）を含まないのである。而して、選挙區の區劃は、大體、行政區畫に依り、郡、市（三大都市は區）、及び、島廳の管内を以て、其基準として、かの大正十五年の地方官官制改正に依つて、郡及び島廳、廢止せられたる後と雖も、區制に關する限り、依然として、之を踏襲して居るのである。此の如くにして、現在に於ては、選挙區數、百二十二區、其選出議員數、四百六十六名となつて居るのであるが、而も、現行選挙法は、十年間、之を更正せざることを規定して居る

のである（衆議院議員選挙法、別表、末尾）。但し、其更正は、法律を以てすれば、何時にても、之を爲し得るのである。

（ロ）投票區とは、唯、投票の爲に、一選擧區内に於て、設定せられたる區域たるに過ぎないのである。投票區は、原則として、市町村の區域に依るのであるが、而も、地方長官にして、必要ありと認めたる時は、市町村の區域を分ちて、數箇の投票區と爲すことも出來るのである。（ハ）開票區とは、唯、開票の爲に、一選擧區内に於て、設定せられたる區域たるに過ぎないのである。開票區は、原則として、郡市の區域に依るのであるが、而も、地方長官にして、必要ありと認めたる時は、郡市の區域を分ちて、數箇の開票區と爲すことも出來れば、又、數箇の郡市の區域を合して、一開票區と爲すことも出來るのである。

（三）選擧の手續　選擧の手續には、（イ）選擧人名簿に關する規定、（ロ）選擧、並に、投票及び投票所に關する規定、（ハ）開票及び開票所に關する規定、（ニ）選擧會に關する規定、（ホ）議員候補者及び當選人に關する規定、（ヘ）議員の任期に關する規定等を包含して居る。今、此等の項目に從つて、逐次、現行選擧法に就いて說明せんに、

（イ）選擧人名簿　選擧人名簿とは、選擧人の氏名、住居及び生年月日等を記載したる公簿であ

つて、之に登錄せられざる者は、原則として、投票を爲すことを得ないのである。選擧人名簿は、市町村長が毎年九月十五日の現在に依り、其日まで、引續き六箇月以上、其市町村内に住居を有する者の選擧資格を調査して、十月三十一日までに之を調製し、十一月五日より十五日間、市役所、町村役場、又は、其指定したる場所に於て、縱覽に供し、而して、十二月二十日を以て、確定するのである。確定の上は、其選擧人名簿は、之を、次年の十二月十九日まで、据置くのである。若し、選擧人にして選擧人名簿に脫漏又は誤載ありと認めたる時は、縱覽期間内に、理由書及び證憑を具へて、其修正を市町村長に申立てることを得るのである。而して、市町村長に於て、此の如き申立を受けたる時は、其申立の日より二十日以内に之を決定し、此際、若し其申立を以て正當なりと決定したる時は、直に、選擧人名簿を修正し、其旨を申立人及び關係人に通知し、又、之を告示するのであるが、而も、若し之を以て正當ならずと決定したる時は、其旨を申立人に通知するのである。申立人、又は、關係人にして、此の如き市町村長の決定に不服ある時は、市町村長を被告として、決定の通知を受けたる日より七日以内に、地方裁判所に出訴することを得るのである。但し、地方裁判所の判決に對しては控訴することを得ない。唯、直に、大審院に上告することを得るのみである。而して、此の如くにして、選

舉人名簿に登錄せらるべき旨の確定判決を得たる者は、其確定判決書を所持して、選舉の當日、投票所に到る時は、假令、選舉人名簿に登錄せられて居らずと雖も、投票を爲すことを得るのである（衆議院議員選舉法、第十二條乃至第十七條、及、第二十九條）。

本號に於て、所謂、市長及び市役所は、東京、京都、大阪の三大都市に於ては、區長及び區役所に相當する（衆議院議員選舉法、第百四十五條第一項）。以下之に準ず。

（ロ）選舉、並に、投票及び投票所　選舉には、總選舉、再選舉及び補闕選舉の三種がある。（一）總選舉には、議員の任期滿了に因る場合と、衆議院の解散に因る場合とがある。議員の任期滿了に因る總選舉に於ては、其任期終りたる日の翌日、之を行ふを例とするも、特別の事情ある場合に於ては、其任期終りたる日より五日以內に、之を行ひ得るのである。又、議會開會中、或は、議會閉會の日より二十五日以內に、議員の任期終る場合に於ては、議會閉會の日より二十六日以後三十日以內に之を行ふのである。衆議院の解散に因る總選舉に於ては、解散の日より三十日以內に之を行ふのである。而して、總選舉の期日は、勅令を以て、之を定め、少くとも、二十五日前に、之を公布する（衆議院議員選舉法、第十八條）。（二）再選舉とは、當選人の不足、當選の無效等に關し、常に、當選なることを對照として行はれるものであつて、かの議員に闕員を生じた

る場合、行はれる補闕選挙とは、明確に、之を區別することを要するのである。即ち、現行選挙法に於ては、當選人なきか、又は、當選人、議員定數に達せざる場合、當選人、當選を辭したるか、又は、死亡者なる場合、當選を失ひたる場合、當選無效となりたる場合、地方長官は選挙の期日を定め、少くとも、十四日前に、之を告示して、再選挙を行はしめるのである。但し、選挙訴訟又は當選訴訟の結果、當選人なきに至り、又は、當選人、議員定數に達せず、且つ、法定得票數以上の得票者ある場合（衆議院議員選挙法第六十九條第三項）、當選人、當選を辭したる時、死亡者なる時、又は、當選を失ひたる時、而も、之が補充たるべき法定得票順位者ある場合（同上、同條第四項）、當選人、其選挙期日より一年以内に、選挙費用の超過又は選挙法違反の罪に因つて、當選無效となりたる時、而も、之が補充たるべき法定得票順位者ある場合、又、當選人、其選挙期日より一年經過したる後に、同樣の理由に依つて、當選無效となりたる時、而も、之が補充たるべき年齡順位者ある場合（同上、同條第五項）、此等の場合に於ては、再選挙を行ふ必要なきが故に、之を行はないのである。又、同一人に關して、既に、或事由に依つて、再選挙の告示を爲し、又は、既に、其議員辭職又は退職に依つて、補闕選挙の告示を爲したる場合、其後、再選挙を要すべき、他の事由發生すと雖も、選挙は前の原因に依つて行はれるのであつて、新なる事由に依つ

ては、特に、行はれると云ふ譯ではないのである。更に又、一般に、再選擧を要すべき場合と雖も、議員の任期終了前、六箇月以内に於ては、便宜上、之を行はないのである（衆議院議員選擧法、第七十五條）。

（三）補闕選擧とは、議員其者に、死亡、辭職又は退職等に依つて、闕員を生じたる場合、之を補充せんが爲に、行はれるものであつて、之に於ては、當選に關する問題は其原因ではないのである。從つて、例へば、若し議員の當選が無效となつて、闕員を生じたる場合ありとすれば、それは再選擧の原因となることがあつても、補闕選擧の原因とはならないのである。即ち、現行選擧法に於ては、此の如き意味に於て、議員に闕員を生じたる時、衆議院議長は、議院法第八十四條の規定に依つて、之を內務大臣に通牒し、內務大臣は、其通牒を受けたる日より五日以內に、其旨を地方長官に通知するのである。而して、地方長官に於ては、其闕員となりたる議員が、選擧の期日より一年以內に、闕員となりたる者なる場合にして、而も、之が補充たるべき法定得票順位者ある時、又、其選擧の期日より一年經過したる後に、闕員となりたる者なる場合にして、而も、之が補充たるべき年齡順位者ある時は、別に、補闕選擧を行はしめずと雖も、其他の場合に於ては、同一選擧區に於て、闕員二名に達するを待つて、之を行はしめるのである。又、同一選擧區に於て、闕員二名に達せざるも、其選擧區に於て再選擧の行はれる

場合に於ては、其選擧と同時に、之を行はしめるのである。但し、同一人に關し、既に、再選擧の規定に依つて、選擧の期日を告示し居たる場合、及び、議員の任期終了前、六箇月以内に、闕員を生じたる場合は、此限に在らず。而して、補闕選擧の期日は、地方長官、内務大臣の通知を受けたる日より二十日以内に於て、之を定め、少くとも、十四日前に、之を告示するのである（衆議院議員選擧法、第七十九條）。

選擧は投票に依り之を行ひ、一人一票とする（衆議院議員選擧法、第十九條）。投票は選擧人、自ら、選擧の當日、投票所に到り、之に於て、交付せられたる投票用紙に議員候補者一名の氏名を記載して投函し、而して、之に選擧人自身の氏名を記載することを許されない（衆議院議員選擧法、第二十五條乃至第二十七條）。即ち、單記無記名投票である。若し投票に就き疑義ある場合は、投票管理者は投票立會人の意見を聽取して、之を決するのであるが、若し、此際、投票立會人に異議あるか、或は又、選擧人に不服ある時は、投票管理者は、假に、投票を爲さしめるのである。此場合に於ける投票は、選擧人、之を封緘し、表面に、自ら、其氏名を記載して投函するのである（衆議院議員選擧法、第三十一條）。而も亦、現行選擧法は盲人選擧人の爲に、點字投票を認めて居るのみならず（衆議院議員選擧法、第二十八條、同施行令、第二十一條及別表）、（一）船舶乘組員、（二）鐵道列車乘組員、（三）演習又は教育召集中の陸海軍軍人、（四）其投票區

域外に於て選擧職務に從事中の者、(五)其屬する投票區所在の郡市外に於て引續き十日以上職務又は業務に從事するを例とし且つ現に從事中の者、(六)選擧人名簿調製期日後其屬する投票區所在の郡市外に移住したる者にして其屬する投票區所在の郡市外に於て職務又は業務に從事中の者の選擧權行使の爲に、不在者投票をも亦認めて居るのである。不在者投票に於ては、選擧人は、選擧期日前、豫め、投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、自ら、投票用紙に被選擧人一名の氏名を記載し、封緘して、之を選擧期日までに當該投票管理者に提出するのである。之を、施行令上、「特別投票管理者」と謂ふ。而して、特別投票管理者にして、選擧人の屬する投票區の投票管理者なる時は、其受領したる投票を其儘保管し、又、其以外の者なる時は、之を、更に、選擧人の屬する投票區の投票管理者に宛て、其投票所の閉鎖時刻までに送致するのである。然らずんば、無效である。尙ほ、(五)及び(六)の場合に於ては、選擧人にして其屬する投票區以外に於て投票を爲さんとする時は、特に、其旨を其屬する投票區の投票管理者に申立て、特別投票者證明書なるものを受けて之を爲すことをも得るのである(衆議院議員選擧法、第三十三條、同施行令、第二十六條乃至第三十六條)。何人と雖も、選擧人の投票したる被選擧人の氏名を陳述するの義務を有しない(衆議院議員選擧法、第三十九條)。是れ、即ち、現行選擧法が秘密選擧の主義を採用して居る所以である。

投票は、投票所に於て、之を行ふ。投票所は一投票區に付き一箇所たることを以て原則とし、市役所、町村役場、又は、投票管理者の指定したる場所に之を設け、而して、投票管理者は、少くとも、選挙期日より五日前に、之を告示しなければならない（衆議院議員選挙法、第二十一條及第二十二條）。投票所は、選挙の當日、午前七時に開き、午後六時に閉づ（衆議院議員選挙法、第二十三條）。投票所へは、選挙人、投票所の事務に從事する者、投票所を監視する職權を有する者、及び、警察官吏に非ずんば、入ることを得ないのである（衆議院議員選挙法、第四十一條）。各投票區に於ける投票函は、投票錄及び選挙人名簿と共に、市に於ては投票の當日、町村に於ては投票の翌日までに、夫々、開票管理者に送致せられるのであるが（衆議院議員選挙法、第三十五條）、而も、島嶼、其他、交通不便なる地方にして、其期日までに、投票函を送致すること能はざる場合に於ては、地方長官は、其期日までに送致し得るやう、適宜に、投票の期日を定むることを得（衆議院議員選挙法、第三十六條）、又、天災、其他、避くべからざる事故に因り、投票を行ふこと能はざる場合、及び、更に投票を行ふの必要ある場合に於ては、地方長官は、更に、期日を定めて、投票を行はしむるのである（衆議院議員選挙法、第三十七條）。

各投票所には、投票管理者なるものがあつて、投票に關する事務を管理し、且つ、投票所の取締を司掌するのである。投票管理者は、普通、市町村長を以て之に任じ（衆議院議員選挙法、第二十條）、若し

市町村にして數箇の投票區に分たれたる場合は、地方長官は、投票管理者の中、一名は其市町村長を以て之に任じ、他の若干名は官吏又は吏員中より之を定め、又、若し數箇の町村にして一投票區と爲されたる場合は、地方長官は關係町村長の中に就き、其投票管理者を定めるのである（衆議院議員選挙法施行令、第七條第二號、及、第八條第一號）。又、投票所に於ける投票事務の管理に就いては、三名以上の投票立會人をして之に立會はしめるのである。投票立會人は、議員候補者に於て、各投票區の選擧人名簿に記載せられたる者の中より、本人の承諾を得て、一名選定するのである。此の如くにして、若し投票立會人にして三名に達せざる時、又は、三名に達せざるに至りたる時は、投票管理者に於て、其投票區の選擧人名簿に記載せられたる者の中より、三名に達するまで、之を選任するのである（衆議院議員選擧法、第二十四條）。

（六）開票及び開票所　投票結了したる時は、投票區と開票區と一致したる場合を除くの外、各投票區の投票函は、市に於ては其當日、町村に於ては其翌日までに、投票管理者、之を開票管理者に送致するのである。而して、開票は、開票管理者が總ての投票函の送致を受けたる日の翌日、開票所に於て、開票立會人、立會の上、之を行ふのである。但し、場合に依り、其送致を受けたる日、直に、之を行ふことをも得るのである（衆議院議員選擧法、第四十八條）。即ち、之に於ては、投票

の總數と投票人の總數とを計算し、投票の疑義及び效力に就いては、開票管理者、開票立會人の意見を聽取して之を決定し、而して、市町村、其他、地方長官の定むる區域毎に、投票を點檢して、各候補者の有效得票數を計算し、其結果を、直に、選擧長に報告するのである(衆議院議員選擧法、第四十九條及第五十一條)。是れ、即ち、所謂、混同開票主義である。而して、投票にして、(一)成規の用紙を用ひざるもの、(二)議員候補者に非ざる者の氏名を記載したるもの、(三)一投票中、二名以上の議員候補者の氏名を記載したるもの、(四)被選擧權なき議員候補者の氏名を記載したるもの、(五)議員候補者の氏名の外、他事を記載したるもの(但し、官位、職業、身分、住居又は敬稱の類を記入したるものは、此限に在らず)、(六)議員候補者の氏名を自書せざるもの、(七)議員候補者の何人を記載したるかを確認し難きもの、(八)衆議院議員の職に在る者の氏名を記載したるもの(但し、本號の規定は、再選擧及び補闕選擧の場合に限り、之を適用す)は無效とする(衆議院議員選擧法、第五十二條)。選擧人は、其開票所に就き、開票の參觀を求むることを得(衆議院議員選擧法、第五十五條)。投票は之を有效無效に區別して、議員の任期間、開票管理者に於て、之を保存し、若し地方長官の指定したる官吏、開票管理者たる場合は、地方長官に於て、之を保存するのである(衆議院議員選擧法、第五十三條)。

開票は、開票所に於て、之を行ふ。開票所は、原則として、一開票區に付き一箇所を置き、支廳、市役所、又は、開票管理者の指定したる場所を以て、之に充てるのである(衆議院議員選擧法、第四十五條)。開票所には、開票管理者なるものがあつて、開票に關する事務を管理し、且つ、開票所の取締を司掌し、支廳長、市長、又は、地方長官の指定したる官吏を以て、之に任ずるのである(衆議院議員選擧法、第四十四條)。又、開票所に於ける開票事務の管理に就いては、開票立會人なるものをして、之に立會はしめ、其選定の方法は、投票立會人の場合に於けると同樣である(衆議院議員選擧法、第四十七條)。

(二) 選擧會 開票が、悉く、終了して、各開票管理者が、何れも皆、選擧長に報告し終つた日、又は、其翌日、選擧長は選擧會を開いて、選擧立會人、立會の上、其報告を調査して、當選人を決定するのである(衆議院議員選擧法、第六十二條)。但し、例外として、投票が行はれないで、選擧會のみが開かれる場合がある。即ち、所謂「無投票選擧」の場合(衆議院議員選擧法、第七十一條)、選擧訴訟又は當選訴訟の規定に依る訴訟の結果、更に選擧を行ふことなくして、當選人を定め得る場合(衆議院議員選擧法、第六十九條第三項)、當選人、當選を辭したる時、死亡者なる時、又は、當選を失ひたる時にして、而も、之を補充すべき法定得票順位者ある場合(同上、同條第四項)、竝に、當選人、其選擧期日より一年以内に、選擧費用の超過又は選擧法違反の罪に因り、當選無效となりたる時にして、而も、之を補充すべき法

定得票順位者ある場合、及び、當選人、其選擧期日より一年經過したる後に、同樣の理由に依り、當選無效となりたる時にして、而も、之を補充すべき年齡順位者ある場合（同上、同條第五項）、是である。選擧會は、勿論、一選擧區に付き一箇所であつて、選擧長の屬する縣廳、支廳、若しくは、市役所、又は、選擧長の指定したる場所に於て、之を開く（衆議院議員選擧法、第五十九條）。選擧人は其選擧會の參觀を求ひることを得（衆議院議員選擧法、第六十三條）。而して、選擧長は選擧會の事務を管理し、且つ、會場取締を司掌する者にして、（一）一縣又は一市、一選擧區たる場合に於ては、其地方長官又は市長、（二）一選擧區、數市又は支廳管內及び市に涉る場合に於ては、關係支廳長又は市長の中に就き、地方長官の指定する者、（三）其他の選擧區に於ては、官吏又は關係市長の中に就き、地方長官の指定する者を以て、之に任ずるのである（衆議院議員選擧法、第五十八條）。又、選擧會の事務に就いては、投票立會人と同樣の方法に依つて選定せられたる選擧立會人をして、之に立會はしめるのである（衆議院議員選擧法、第六十一條）。

（ホ）議員候補者及び當選人　被選擧人にして議員候補者たらんとする者は、選擧期日の公布又は告示ありたる日より選擧期日前、七日までに、其旨を選擧長に屆出でなければならない。又、選擧人名簿に記載せられたる者が他人を議員候補者と爲さんとする時は、右の期間內に、其推

薦屆出を爲すことを得るのである。但し、其期間後、議員候補者にして死亡し、又は、其候補者たることを辭したる場合に限り、選擧期日前、二日までは、尙ほ、議員候補者の屆出又は推薦屆出を爲すことを得るのである。其議員候補者たることを辭する時にも亦、選擧長に屆出を爲さなければならない(衆議院議員選擧法、第六十七條)。而して、議員候補者の屆出又は推薦屆出を爲さんとする者は、議員候補者一名に付き二千圓、又は、之に相當する額面の國債證書を供託しなければならないのである。供託物は、選擧終了後、供託者が其還付を請求し得ること、勿論ではあるが、而も、唯、議員候補者の得票數、其選擧區內の議員の定數を以て、有效投票の總數を除して得たる數の十分の一に達せざる場合、及び、議員候補者が、選擧期日前、十日以內に、其候補者たることを辭したる場合に限り、政府に歸屬するのである。但し、被選擧權を有せざるに至りたる爲、議員候補者たることを辭する場合は、此限に在らず(衆議院議員選擧法、第六十八條)。

當選人は、比較多數決を以て、之を決定する。即ち、有效投票の最多數を得たる者を以て、當選人とするのである。但し、此際、其選擧區に於ける議員定數を以て、有效投票の總數を除して得たる數の四分の一以上の得票あることを要するのである。而して、當選人を定むるに當り、得票數、同じき時は、年齡多き者を取り、年齡も亦、同じき時は、選擧會に於て、選擧長、

抽籤して之を定むるのである（衆議院議員選擧法、第六十九條、第一項及第二項）。若し選擧訴訟又は當選訴訟の規定に依る訴訟の結果、當選人を缺きたる場合と雖も、再選擧を行はずして、當選人を定め得る場合に於ては、選擧會を開いて、之を定め、又、若し當選人、當選を辭したる時、死亡者なる時、又は、當選を失ひたる時にして、而も、之を補充すべき法定得票順位者ある場合、竝に、當選人、其選擧期日より一年以内に、選擧費用の超過又は選擧法違反の罪に因り、當選無效となりたる時にして、而も、之を補充すべき法定得票順位者ある場合、及び、當選人、其選擧期日より一年經過したる後に、右同樣の理由に依り、當選無效となりたる時にして、而も、之を補充すべき年齡順位者ある場合に於ては、直に、選擧會を開いて、之を繰上げ補充するのである（同上、同條第三項乃至第五項）。更に又、若し一選擧區内に於て、議員候補者の數、其議員定數を超えざる場合に於ては、投票を行はずして、選擧長は、選擧期日より五日以内に、選擧會を開き、其議員候補者を以て當選人と宣むるのである（衆議院議員選擧法、第七十一條）。是れ、即ち、所謂「無投票選擧」の場合である。此の如くにして、當選人定まりたる時は、選擧長、直に、當選人に其旨を告知し、同時に、當選人の氏名を告示し、且つ、當選人の氏名、得票數、及び、其選擧に於ける有效投票の總數、其他、選擧の顚末を地方長官に報告するのである。當選人なき時、又は、當選人、議員定數に達せざ

る時も亦、選擧長は、直に、其旨を告示し、且つ、之を地方長官に報告するのである(衆議院議員選擧法、第七十二條)。

當選人は、當選の告知を受けたる日より二十日以内に、當選を承諾するや否やを決定して、選擧長に屆出でなければならない。承諾の屆出を爲さゞる時は、其當選を辭したるものと看做さる。但し、一人にして數箇の選擧區の當選を承諾することが出來ないのである。當選人 當選を承諾したる時は、地方長官は、直に、之に當選證書を付與するのである(衆議院議員選擧法、第七十三條、第七十四條及第七十六條)。當選人は、選擧期日後、被選擧權を有せざるに至る時は、當選を失ふ(衆議院議員選擧法、第七十條)。

(八) 議員の任期 議員の任期は四年とし、總選擧の期日より之を起算するのであるが、而も、議會開會中、其任期滿了する場合に於ては、其閉會に至るまで、在任するのである(衆議院議員選擧法、第七十八條)。補闕議員の場合に於ては、其前任者の殘任期間、在任するのである(衆議院議員選擧法、第八十條)。

(四) 選擧に關する統制及び罰則 現行選擧法に於て、選擧に關する統制とは、大體、(イ)所謂、選擧公營、(ロ)選擧運動其者に對する取締、及び、(ハ)選擧費用に對する制限に歸結して居るのである。

(イ) 選擧公營 選擧公營には、(一)演說會に關する公營と(二)政見文書に關する公營とがあ

る。

一　演說會に關する公營　議員候補者又は選擧事務長は、演說に依る選擧運動の爲に、公立學校、其他、公會堂、議事堂、竝に、地方長官の指定したる營造物の設備を使用することを得。但し、此等の營造物の設備は道府縣、市町村組合、町村組合、商工會議所又は農會の管理に屬するものに限るのである（衆議院議員選擧法、第百四十條第二項、同施行令、第七十六條）。　而して、此等の營造物の管理者は演說會開催の爲に必要なる施設を爲すことを要する（衆議院議員選擧法、第百四十條第三項）。　是れ、即ち、施行令に所謂「施設ノ公營」であつて、施設公營の範圍は照明、演壇、聽衆席等、演說會開催の爲に必要なる最小限度に止め、煖房の如きは公營の範圍外とし、且つ、公營の程度に就いては、各營造物管理者に於て、地方長官の承認を得て之を定め、豫め、告示するのである。勿論、此の如き施設の公營を受くる場合と雖も、使用者自身に於て、演說會開催の爲にする施設を加ふることは、差支ないのである（衆議院議員選擧法施行令、第八十一條ノ二、及、第八十三條）。　而して、其營造物の使用、竝に、其使用に依る演說會開催に必要なる施設の公營は、一般の場合に於ては、議員候補者に限り、又、推薦屆出者、議員候補者の承諾を得ずして選擧事務長を選任したる場合に於ては、其選擧事務長、之を當該營造物管理者に申請して、其許可を得るのである（衆議院議員選擧法施行令、第七十七條以下）。

施設公營に要する費用は、各營造物の設備毎に、議員候補者一名に付き、一回の公營の分を限り、國庫の負擔とし、其他の場合に於ては、施設公營の申請者の負擔とする。而して、各一回の施設公營に要する費用の額は、各營造物管理者に於て、內務大臣の定むる規準に從ひ、地方長官の承諾を得て之を定め、豫め、告示し、若し其申請者をして負擔せしむべき場合に於ては、設備使用の日の前日までに、之を納付せしめるのである（衆議院議員選擧法施行令、第七十二條ノ二及三、第八十一條ノ三、及、第八十三條）。

二　政見文書に關する公營　一般に、議員候補者に限り、又、若し、推薦屆出者、議員候補者の承諾を得ずして選擧事務長を選任したる場合に於ては、當該選擧事務長は、其選擧區に在る選擧人に對して、選擧運動の爲にする通常郵便物（無封書狀又は私製葉書に限る）を、選擧人一人に付き一通に限り、無料を以て差出すことを得（衆議院議員選擧法、第百四十條第一項、同施行令、第七十三條及第七十四條）。又、地方長官は議員候補者の政見等を掲載したる文書を發行することを要する（衆議院議員選擧法、第百四十條第四項）。是れ、即ち、政見文書に關する公營であつて、施行令に所謂「選擧公報」である。選擧公報は總選擧毎に一回、又、選擧區毎に之を發行す。但し、特別の事情ある選擧區又は其一部に關しては、之を發行しないのである。又、若し所謂「無投票選擧」の場合に於ては、其發行

の手續を中止するのである（衆議院議員選擧法施行令、第八十七條ノ二及三、八）。而して、議員候補者にして選擧公報に政見等の掲載を受けんとする時は、地方長官の指定する期日までに、其掲載文を具し、文書を以て地方長官に申請しなければならない。此際、地方長官は、又、其掲載文を原文の儘、選擧公報に掲載しなければならないのである。但し、其掲載文の字數は三千字を超えることを得ない。若し其字數にして此限度を超えたる時は、其超過する部分は之を掲載しないのである。又、若し其掲載文にして安寧秩序を紊し又は風俗を害するものなりと認むる時は、地方長官は內務大臣の指揮を請ひ、之を選擧公報に掲載せざることを得、其指揮を請ふの暇なき時は、地方長官は、自己の意見に依り、之を掲載せざることをも得るのである（衆議院議員選擧法施行令、第八十七條ノ四及五）。選擧公報は議員候補者毎に、別の用紙を以て調製し、各議員候補者の分を編綴せずして一括し、豫め、地方長官の指定する期日までに、當該選擧區に於ける選擧人名簿に記載せられたる者に對し、名簿記載の住居に依り、郵便を以て、之を發送するのである（衆議院議員選擧法施行令、第八十七條ノ六及七）。選擧公報の發行に要する費用は國庫の負擔とする（衆議院議員選擧法施行令、第七十二條ノ五）。

（ロ）選擧運動其者に對する取締　現行選擧法は、（一）選擧運動其者に關し、又は、（二）之に從事する者、及び、（三）選擧事務所に關して、種々、嚴重なる取締規定を設けて居るのである。

一　選擧運動其者に關する取締規定　選擧運動は、議員候補者の屆出又は推薦屆出ありたる後に非ずんば、之を爲すことを得ないのである（衆議院議員選擧法、第九十五條ノ二）。何人と雖も、投票を得、或は、得しめ、或は又、得しめざるの目的を以て、戸別訪問を爲し、若しくは、連續して、個々の選擧人に對し面接し又は電話に依り選擧運動を爲すことを得ないのである（衆議院議員選擧法、第九十八條）。選擧運動の爲、頒布し又は掲示する文書圖畫に關しては、內務大臣、命令を以て、之を制限することを得、選擧の期日後に於て、當選又は落選に就き選擧人に挨拶するの目的を以て爲す行爲に關しても亦、同樣である（衆議院議員選擧法、第百條、及、第百條ノ二）。而して、又、何人と雖も、選擧公報を發行する區域に關しては、演說會告知の爲にする文書、及び、第三者の推薦狀を除くの外、選擧運動の爲、文書圖畫を頒布することを得ないのである。但し、現行選擧法、第百四十條第一項の規定に依り、通常郵便物を差出す場合は、此限に在らず（衆議院議員選擧法、第九十八條ノ二）。現行選擧法は、特に、其施行令に於て、第三者の演說又は推薦狀に依る選擧運動に關して、第三者が（イ）選擧人に對し戸別訪問を爲し、又は、連續して個々の選擧人に對し面接し若しくは電話に依り通話することを得ず、（ロ）演說會告知の爲にする場合を除くの外、新聞紙又は雜誌を利用することを得ず、（ハ）演說又は推薦狀に依る選擧運動を爲すに就き、强て、議員候補者

又は選挙事務長の承諾を求むることを得ざる旨を規定して居るのである（衆議院議員選挙法、第九十六條、同施行令、第五十七條ノ三）。又、選挙演説會に出演し得べき者は、一演説會に付き四名を超えることを得ない、議員候補者又は其代理者、出演せざる時は、三名を超えることを得ないのである（衆議院議員選挙法、第九十八條ノ三）。

二、選挙運動に從事する者に關する取締規定　選挙運動に從事する者は、議員候補者自身以外は、選挙事務長又は選挙委員に限られて居る。但し、演説又は推薦狀に依る選挙運動を爲す者は、此限に在らず（衆議院議員選挙法、第九十六條第一項）。而して、選挙運動の爲、勞務を提供する者は、特に、此目的の爲に、選挙事務長に依つて選任せられたる勞務者、及び、議員候補者と同居する親族、家族、及び、常傭の使用人に限るのである（衆議院議員選挙法、第九十六條第二項）。選挙事務に關係ある官吏及び吏員は、其關係區域内に於ける選挙運動を爲すことを得ないのである（衆議院議員選挙法、第九十九條第二項）。而して、選挙事務長及び選挙委員は、孰れも皆、選挙權を有する者に非ずんば、爲ることが出來ない（衆議院議員選挙法、第九十九條第一項）。（イ）選挙事務長は、實に、選挙運動の中心たる者であつて、議員候補者に於て、唯一名を選任するのである。但し、議員候補者、自ら、選挙事務長と爲り、又は、推薦屆出者（推薦屆出者、數名なる時は、其代表者）、議員候補者の承諾を得て、選挙

事務長を選任し、若しくは、自ら、選擧事務長と爲ることを妨げないのである。而して、選擧事務長の選任又は異動ありたる時は、其選任者（自ら、選擧事務長と爲りたる者をも含む）は、直に、其旨を、選擧區內警察官署の一つに屆出でるのである（衆議院議員選擧法、第八十八條）。選擧事務長にして、選擧權を有せざる者なる時、又は、選擧事務に關係ある官吏及び吏員たる時は、地方長官（東京府に於ては、警視總監）は、直に、其解任又は退任を命ずるのである（衆議院議員選擧法、第九十四條第一項）。選擧事務長、故障ある時は、選任者、之に代り、推薦屆出者たる選任者も亦、故障ある時は、議員候補者の承諾を得ずして其推薦の屆出を爲したる場合を除くの外、議員候補者、之に代つて、其職務を行ふのである（衆議院議員選擧法、第九十五條）。而して、（ロ）選擧委員は、選擧事務長に非ずんば、之を選任することを得ないのである。選擧委員の選任又は異動ありたる時は、選擧事務長は、直に、其旨を當該警察官署に屆出でるのである（衆議院議員選擧法、第八十九條）。選擧委員にして、選擧權を有せざる者なる時、又は、選擧事務に關係ある官吏又は吏員なる時は、地方長官（東京府に於ては、警視總監）は、直に、其解任を命ずるのである（衆議院議員選擧法、第九十四條、第三項末段）。而して、選擧委員は、議員候補者一名に付き二十名を超えることを得ない、其異動ありたる場合と雖も、通じて、五十名を超えることを得ないのであるが（衆議院議員選擧法、第九十三條第一項）、而も、若し其定

數を超えたりと認むる時は、地方長官(東京府に於ては、警視總監)は、直に、其超過したる數だけの選擧委員の解任を命ずるのである(衆議院議員選擧法、第九十四條第三項前段)。選擧の一部無效と爲り、更に選擧を行ふ場合、又は、天災、其他、避くべからざる事故に因り、更に、投票を行ふ場合に於ては、右の定數を超えざる範圍内に於て地方長官(東京府に於ては警視總監)の定めたる數を超えることを得ない、此場合に於ては、選擧期日の告示ありたる後、直に、其定數、告示せられるのである(衆議院議員選擧法、第九十三條、第二項及第三項)。(選擧運動の爲、使用する勞務者の定數は、議員候補者一名、一日に付き、三十名を超えることを得ない(衆議院議員選擧法、第九十三條ノ二、第一項)。而して、其定數を超過したりと認められたる場合、竝に、選擧の一部無效と爲り更に選擧を行ふ場合、又は、天災其他避くべからざる事故に因り更に投票を行ふ場合に於ては、選擧委員の之に相當する場合に關する規定を準用するのである)。

選擧事務長又は選擧委員は選擧運動の爲に要する飲食物、船車馬等の供給、又は、旅費、休泊料、其他の實費の辨償を受くることを得。演說又は推薦狀に依り選擧運動を爲す者も亦、豫め、議員候補者又は選擧事務長の文書に依る承諾を得て、其運動を爲すに於ては、其運動に關する限り、同樣である(衆議院議員選擧法、第九十七條)。

三　選擧事務所に關する取締規定　選擧事務所は、選擧事務長に非ずんば、之を設置することを得ない（衆議院議員選擧法、第八十九條第一項）。　選擧事務所は、議員候補者一名に付き、一箇所に限るのであるが、而も、交通至難の情況ある選擧區に於ては、三箇所まで、之を設置することを得、而して、此の如き選擧區、選擧事務所の數、及び、選擧事務所を設置し得べき區域は、內務大臣之を定めるのである（衆議院議員選擧法、第九十條、同施行令、第五十七條ノ二）。　若し選擧事務所にして、選擧事務長に依つて設置せられたるものに非ずと認むる時は、地方長官（東京府に於ては、警視總監）は、直に、其選擧事務所の閉鎖を命じ、又、若し其定數を超えて、選擧事務所の設置ありと認むる時は、其超過したる數の選擧事務所に就いても亦、同樣である（衆議院議員選擧法、第九十四條第二項）。　選擧事務長は、選擧事務所を設置したる時、又は、之に異動ありたる時は、直に、其旨を當該警察官署に屆出でなければならない（衆議院議員選擧法、第八十九條第四項）。　選擧事務所は、選擧の當日に限り、投票所を設けたる場所の入口より三町以內の區域に於て、之を置くことを得ず、又、休憩所、其他、之に類似する設備は、選擧運動の爲、之を設くることを得ないのである（衆議院議員選擧法、第九十一條及第九十二條）。

（ハ）　選擧費用に對する制限　選擧費用とは、立候補準備の爲に要する費用以外の、選擧運動の爲に要する費用であつて（衆議院議員選擧法、第百四條、參照）、之は選擧事務長に非ずんば、之を支出することを得

ない。但し、議員候補者又は選挙委員は、選挙事務長の文書に依る承諾を得て、之を支出することを妨げない。從つて、一般に、議員候補者、選挙事務長又は選挙委員に非ざる者は選挙費用を支出し得ない譯となるのであるが、而も、演説又は推薦狀に依る選挙運動の費用は、此限に在らず（衆議院議員選挙法、第百一條）。選挙費用は、原則として、議員候補者一名に付き、其選挙區内の議員定數を以て、選挙人名簿確定の日に於て、之に記載せられたる者の總數を除して得たる數を三十錢に乘じて得たる額を超えることを得ないのである。但し、選挙の一部無效と爲り、更に、選挙を行ふ場合、又は、天災、其他、避くべからざる事故に因り、更に投票を行ふ場合に於ては、其選挙區内の議員定數を以て、選挙人名簿確定の日に於て、關係區域の選挙人名簿に記載せられたる者の總數を除して得たる數を三十錢に乘じて得たる額を超えることを得ないのである。後者の場合に於ては、地方長官（東京府に於ては、警視總監）必要と認むる時は、之を減額することをも得るのである。此場合に於ては、其定額は、選挙期日の公布又は告示ありたる後、直に、告示せられなければならない（衆議院議員選挙法、第百二條）。選挙事務長は、選挙法施行令の定むる所に依り、選挙費用を所定の帳簿に記載し、且つ、之を精算して、選挙期日より十四日以内に、當該警察官署を經て、之を地方長官（東京府に於ては、警視總監）に屆出で、而して、其屆出を爲

したる日より一箇年間、之に關する帳簿及び書類を保存して置くのである。又、警察官吏は、選擧期日後、何時たりとも、選擧事務長に對して、選擧費用に關する帳簿又は書類の提出を命じ、之を檢査し、又は、之に關する說明を求むることを得る（衆議院議員選擧法、第百五條乃至第百八條）。而して、若し議員候補者の爲に支出せられたる選擧費用にして、其法定額を超過したる時は、其議員候補者の當選を無效とするのである。但し、議員候補者及び推薦屆出者が、選擧事務長又は之に代りて其職務を行ふ者の選任及び監督に就いて、相當の注意を爲し、且つ又、選擧事務長又は其代行者に於て、選擧費用の支出に就き、過失なかりし時は、此限に在らず（衆議院議員選擧法、第百十條）。尙ほ、之に依つて、當選無效となるには、必ずや、當選訴訟の結果、確定判決を俟つて、其無效たることが決定せられなければならないのである（衆議院議員選擧法、第八十四條第一項）。

現行選擧法は、又、一般に、選擧犯罪に對して、其刑罰を重くして居る。殊に、選擧に關する官公吏の犯罪に對しては、其以外の者の犯罪に對するよりも、一層、其刑罰を重くして居るのである。即ち、選擧の自由及び公正を確保せんが爲に、選擧に際して、一定の行爲、例へば、投票の買收、其利害關係に因る誘惑、暴行、拐引、選擧自由の妨害、官公吏の職權濫用、及び、選擧に關する驅援等々は、之を冒瀆するものとして、禁止せられ、且つ、科料、罰金、禁錮及び懲役に依つて、處罰

せられるのである（衆議院議員選擧法、第百十條以下）。又、場合に依つては、之が爲に、當選無效となり（衆議院議員選擧法、第百三十六條）、或は、一定の期間、選擧權及び被選擧權を喪失せしめられることゝなるのである（衆議院議員選擧法、第百三十七條）。而して、選擧犯罪の時效は、原則として、六箇月ではあるが、而も、犯人逃亡したる場合、竝に、投票僞造及び投票數增減の罪の場合に於ては、其時效期間一箇年とせられて居る（衆議院議員選擧法、第百三十八條）。

（五）選擧に關する訴訟　選擧に關する訴訟とは、選擧が、果して、有效に行はれたるや否や、或は又、當選が、果して、有效なるや否やと云ふ問題に關する訴訟であつて、從つて、それは、元來、行政訴訟に屬すべきものであつて、民事訴訟に屬すべきものではないのである。而も、我國の選擧法に於ては、其當初より、之を民事訴訟の如く取扱つて、民事訴訟の規定に從つて、之を司法裁判所の管轄に屬せしめて、而も、特に、大審院に出訴せしめることゝなつて居る。唯、現行選擧法に於ては、從來の如く、第一審を控訴院、第二審を大審院としないで、直接に、大審院に出訴せしめて、一審制度を採用して居るのである。之は、要するに、此種訴訟の性質上、可成速に、其結果を確定せんが爲である。殊に、議院法、第八十條を援用すれば、一度、當選人として其當選を承諾して議員となりたる者に對しては、假令、選擧に關する訴訟、提起せらると雖も、其判決、確定するに至るまでは、其資格に何等の影響をも及ぼさゞるが故に、若し訴訟にして遷延せられんか、

元来、無資格なるべき者が、議員權を行使し得るの弊害をも生ずる場合あり得るが爲である。而も、現行選擧法に於ても亦、選擧に關する訴訟に就いては、裁判所は他の訴訟の順序に拘らず、速に、其裁判を爲すべきことを規定して居るのである（衆議院議員選擧法、第百四十一條ノ三）。

そこで、選擧に關する訴訟には、（イ）選擧訴訟と（ロ）當選訴訟とがある。

（イ）選擧訴訟　選擧訴訟とは選擧の效力に關する訴訟である。即ち、選擧の效力に關して、何等かの異議、換言すれば、選擧の規定に違反したるが爲、其全部又は一部の無效を來すべき法律上及び事實上の瑕疵ある場合、提起せられるのである。選擧訴訟の原告は選擧人又は議員候補者であつて、其被告は選擧長である。而して、選擧の日より三十日以内に、大審院に之を出訴するのである（衆議院議員選擧法、第八十一條）。此際、裁判所は、選擧の規定に違反する事實あり、且つ、之が爲に、選擧の結果に異動を及ぼすの虞ある場合に限り、其選擧の全部又は一部の無效を判決するのである。茲に所謂、全部の無效とは、當該選擧區の選擧全部を無效とすることを意味し、而して、一部の無效とは、或投票區のみの投票を無效とすることを意味するのである。且つ又、裁判所に於て、所謂、當選訴訟の場合に於ても、若し其選擧にして選擧の規定に違反し、選擧の結果に異動を及ぼすの虞ありと認めたる時は、其選擧の全部又は一部の無效を判決しなけれ

ばならないのである（衆議院議員選挙法第八十二條）。

（ロ）當選訴訟　當選訴訟とは、當選の效力に關する訴訟である。即ち、當選の效力に關する異議、換言すれば、當選の效力を爭ふべき法律上及び事實上の總ての事由ある場合、提起せられるのである。而して、此種の訴訟には、大體、三種類がある。即ち、（一）特定の當選人に對して、其當選を無效なりと主張する訴訟であつて、之は、當選を失ひたる者、即ち、落選者が自己を以て正當なる當選人なりと主張せんが爲に、提起せられるものである。從つて、之に於ける原告は落選者であつて、被告は當選人である。若し被告たる當選人、裁判確定前に、死亡したる時は、檢事を以て被告とするのである。且つ又、當選を失ひたる者が、其得票、法定得票數に達したりとの理由、選擧期日後、被選擧權を有せざるに至りたる者として、當選を失はしめられたることに對して、不服ありとの理由、或は又、無投票選擧の場合に於て、議員候補者たる自己が被選擧權を有せずとの決定に對して、之を以て違法なりとするの理由、此等の理由に依つて、出訴する場合に於ては、選擧長を以て、被告とするのである。而して、此種の訴訟は、當選人定まりたる時は、其當選人の氏名を告示したる日、又は、當選人なき時又は當選人、其選擧に於ける議員定數に達せざる時は、其旨を告示したる日より三十日以内に、大審院に出訴

するのである（衆議院議員選挙法、第八十三條）。（二）當選人の選挙費用が法定額を超えたりとの理由に依つて、其當選の無效なることを主張する訴訟である。之に於ける原告は選挙人又は議員候補者であつて、被告は當選人である。而して、此種の訴訟に於ては、當選人の氏名告示の日より三十日以内に、大審院に出訴するのである（衆議院議員選挙法、第八十四條第一項）。（三）選挙事務長又は事實上の選挙運動主宰者が選挙犯罪の被告人となつて、刑に處せられたることに因つて、當選無效なりと認むる時、檢事に依つて提起せられる訴訟であつて、之に於ては、檢事は公訴に附帶して當選人を被告として起訴するのである（衆議院議員選挙法、第八十四條第二項）。但し、此種の訴訟に就いては、刑事訴訟法中に於ける私訴に關する規定を準用し、且つ、之に於て、當選無效の判決確定すと雖も、其判決は、公訴に付き有罪の判決確定するに非ずんば、其效力を生じないのである（衆議院議員選挙法、第百四十一條ノ二）。是れ、即ち、所謂、連座規定ではあるが、而も、此際、當選人が其選挙事務長の選任及び監督に就き、相當の注意を爲したる時、又は、其事實上の選挙運動主宰者たることを知らざりし時、若しくは、其者が當選人の制止に拘らず事實上の選挙運動主宰者たりし時は、此限に在らず（衆議院議員選挙法、第百三十六條）。